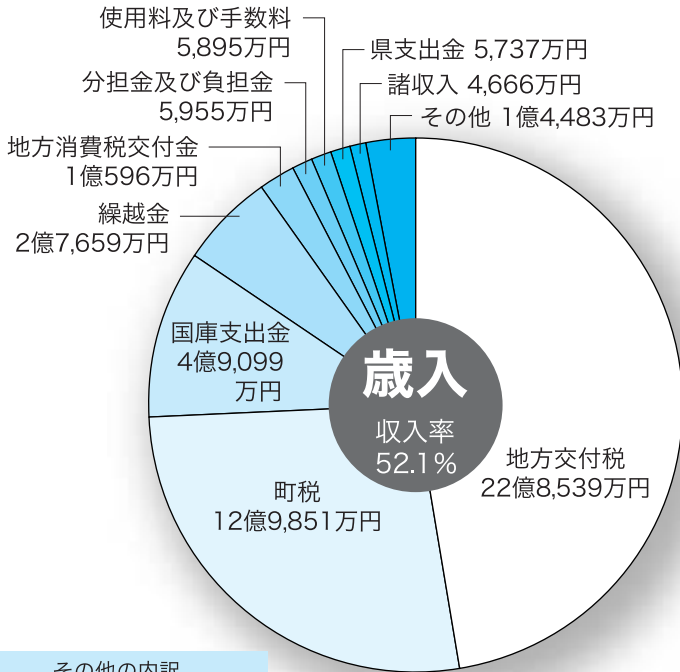


町の財政状況を 公表します

(平成21年度上半期分)

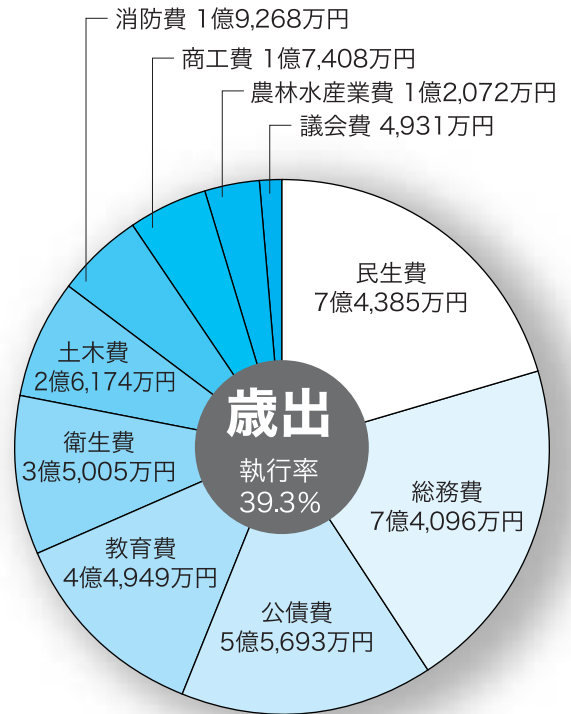
一般会計予算額 92億5,655万円

平成21年度上半期予算(平成21年9月30日現在)の執行状況をお知らせします。
この公表は町民の皆さまに町の財政についてご理解いただき、町づくりにご協力いただくため、皆さまが納めた税金や国・県などから交付された補助金、地方交付税などの収入、あるいは支出の状況をお知らせするものです。



歳入総額
48億2,480万円

ゴルフ場利用税交付金	3,609万円
地方譲与税	3,585万円
地方特別交付金	2,718万円
財産収入	2,546万円
自動車取得税交付金	1,439万円
利子割交付金	242万円
寄附金	146万円
交通安全対策特別交付金	112万円
配当割交付金	86万円



歳出総額
36億3,981万円

特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業	20億4,200万円	7億4,056万円	36.3%	8億4,892万円	41.6%
老人保健事業	860万円	703万円	81.7%	71万円	8.2%
後期高齢者医療事業	1億7,250万円	4,709万円	27.3%	4,286万円	24.8%
介護保険事業	11億6,000万円	5億9,776万円	51.5%	4億9,991万円	43.1%
下水道事業	3億2,900万円	1億7,029万円	51.8%	1億2,550万円	38.1%
農業集落排水事業	4,600万円	2,709万円	58.9%	1,885万円	41.0%
簡易水道事業	2億4,165万円	1億191万円	42.2%	6,515万円	27.0%
ケーブルテレビ事業	3億5,000万円	1億3,446万円	38.4%	8,546万円	24.4%
合計	43億4,975万円	18億2,619万円	42.0%	16億8,736万円	38.8%

特別会計の事業内容

病院で診療を受けたとき、医療費の一部を国民健康保険特別会計で負担しています。

老人保健制度から後期高齢者医療制度への制度改正により、75歳以上を対象に健康の保持と適切な医療の確保のため、医療費の9割(一部7割)を負担しています。

高齢化の進展に伴い、寝たきりや痴呆等の増加に対して、国民全体で公平に支えあう制度です。デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅で受けるものや施設で受けるサービスを行います。

生活環境を改善するため、市街地や住宅密集地の河川の水質保全など、下水の集合処理を行います。

農業用排水の水質保全と生活環境の改善を目的に特定地域の下水の集合処理を行います。

水道水の安定的な供給を行います。

ケーブルテレビの管理運営、番組制作及びインターネット接続サービス等の事業を行います。

未来へつなぐあなたの納税

市町村税徴収強化月間2009冬

◆全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、那珂川町の歳入は少なくなってしまう。（住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、那珂川町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。

税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

◆一人ひとりが那珂川町を支える

これからは、那珂川町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの那珂川町を支えていくことになるのです。

◆自主的な納付

那珂川町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事務所の搜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



那珂川町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています

- 納税相談** 町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
- 納税催告** 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。
- 財産調査** 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。
- 給与調査** 滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。
- 差押処分** 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ先 税務課 管理収税係 ☎0287 - 92 - 1120

給与所得者の個人町県民税は、給与支払者が徴収することになっています

給与所得者の個人町県民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業者）が、給与の支払をする際に、毎月徴収して、市町村に納入しなければなりません。【特別徴収制度】

所得税は給与から源泉徴収されているけれども、個人町県民税は徴収されていないということはありませんか？このような場合には、県税事務所の協力を得て、個人町県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者（事業者）に指導をさせていただくことがあります。

問い合わせ先 税務課 課税係 ☎0287 - 92 - 1120